

第3章 特定事業計画の整備方針

3-1 道路特定事業

道路特定事業とは生活関連経路上のエレベーター、歩道、案内標識等の設置や、歩道の拡幅、勾配の改善等を行い、歩きやすい歩行空間を確保する事業です。

(1) バリアフリー整備基準の方針

- ①生活関連経路等は、国土交通省令「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。
- ②既に整備が完了している道路については、維持管理に努めます。

道路特定事業計画を具体化するにあたっての、整備方針の基本的な考え方を以下に示します。ここに記載していない詳細事項については、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（増補改訂版 平成23年8月）」に基づいて実施していくものとします。

■道路特定事業計画の整備方針の枠組み

(1) 歩道構造及び歩行路面環境の改善

- ①歩道有効幅員の確保
- ②歩道の構造形式と高さ
- ③歩道の勾配の改善及び平坦性の確保
- ④段差の解消
- ⑤舗装の改善
- ⑥排水施設

(2) 案内標識等の情報提供施設の整備や改善

- ①案内板の設置・改善

(3) 視覚障害者誘導用ブロックの整備や改善

- ①視覚障害者誘導用ブロック
- ②視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン）

(4) バス停の上屋、ベンチの設置・改善

- ①バス停の上屋、ベンチの設置・改善

(5) 手すりの設置・改善

- ①手すりの設置・改善

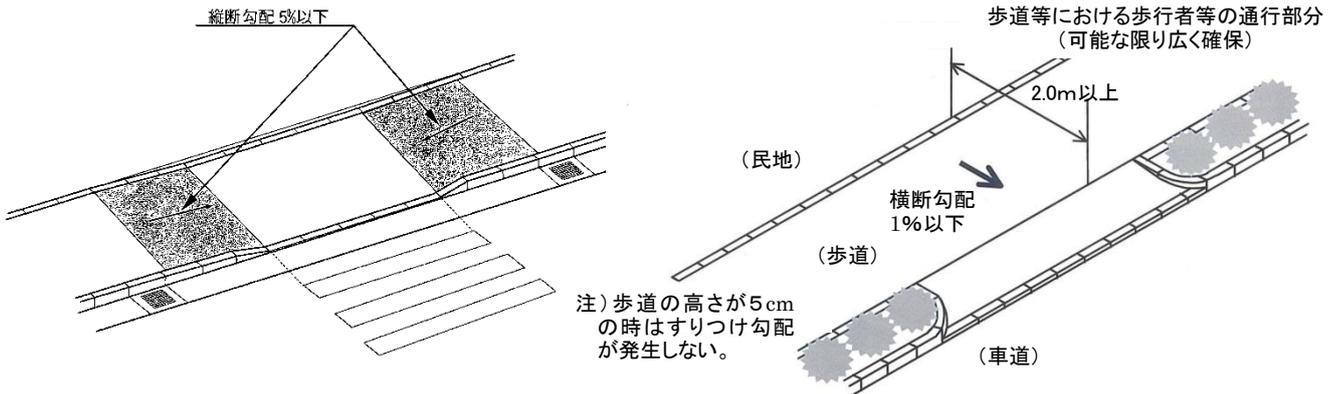
(6) その他の施設の改善

- ①ベンチ等の休憩施設の設置
- ②照明施設の設置・改善
- ③障がい者用乗降場
- ④景観面での配慮

③歩道の勾配の改善及び平坦性の確保

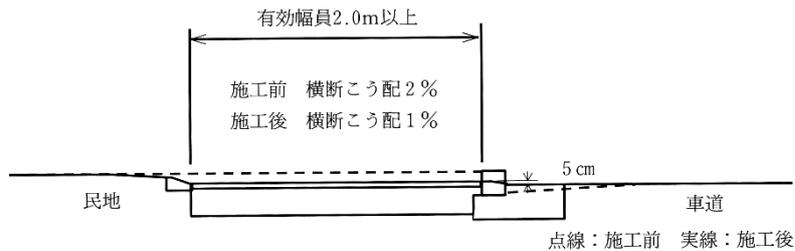
■勾配の改善及び平坦性の確保

- 縦断勾配は5%以下とし、やむを得ない場合は8%以下とします。
- 透水性舗装とあわせて、横断勾配は1%以下とし、やむを得ない場合は2%以下とします。
- 平坦部の有効幅員は2m以上とします。



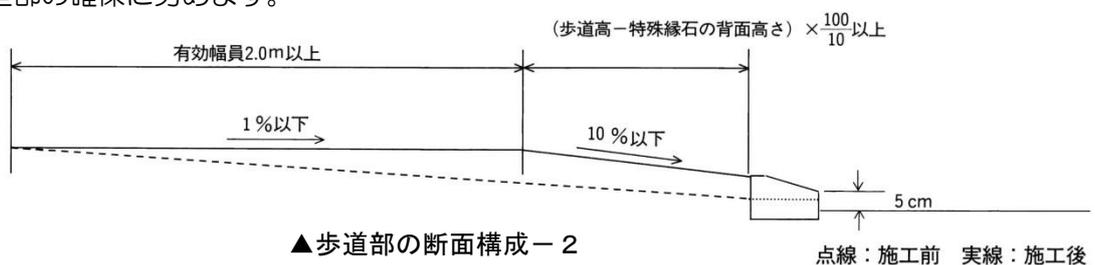
■既設歩道の段差勾配の解消、平坦性の確保

- 既設歩道の改修は極力段差や勾配の解消、有効幅員の平坦性を確保します。
- 沿道状況からセミフラット形式が困難な場合は、車道部を含めた改善を検討します。
- アスファルト舗装よりも平坦性が落ちるインターロッキングブロックや自然石ブロック舗装で、特に車いす使用者の快適な走行が損なわれるような路面状況の場合は、平板舗装やアスファルト舗装等への全面改修、部分改修(車いす走行幅員程度)を行います。
- 民地(沿道地権者の理解と協力)との調整を行っていく必要があります。



▲歩道部の断面構成－1

- また、民地側との高低差により、やむを得ない場合は、車道部の嵩上げを行い、高さの調整を図ります。
- マウントアップ形式構造の変更が困難な場合は、特殊縁石による車両乗入れ構造とし、平坦部の確保に努めます。



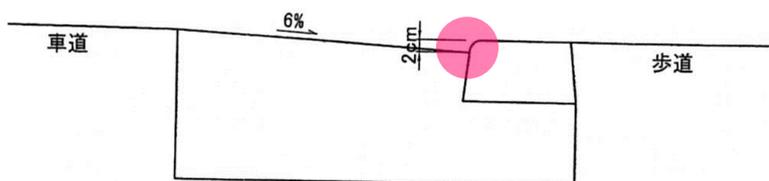
▲歩道部の断面構成－2

④段差の解消

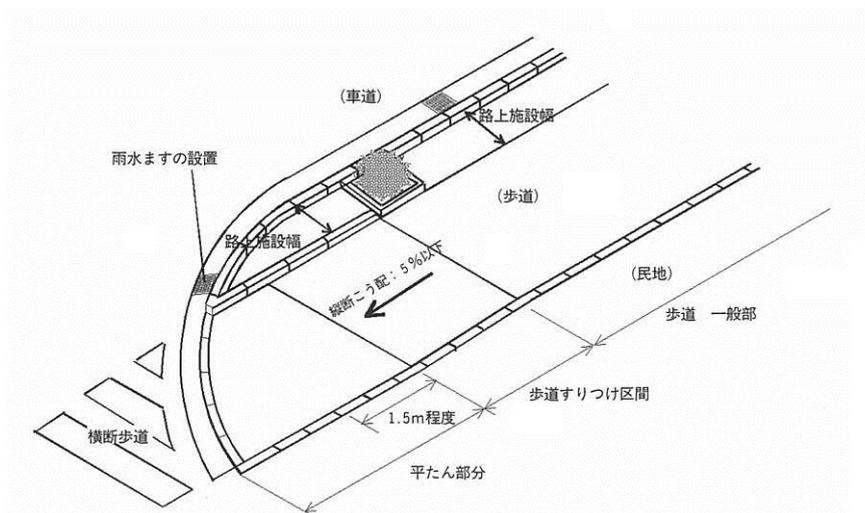
■標準タイプ（道路の移動等円滑化整備ガイドライン）

- 歩道境界部の段差2.0cm

歩道境界部の段差は、視覚障害者誘導用ブロックを設置したうえで2.0cmを基本とします。



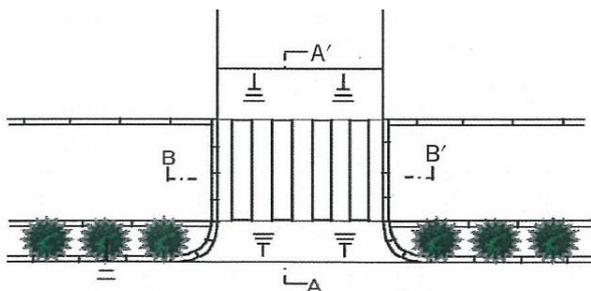
▲歩車境界部のすりつけ



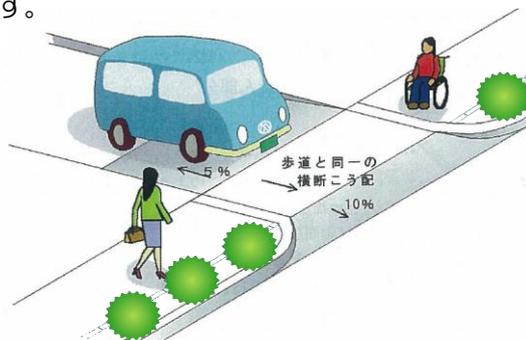
▲歩道接続部における構造

■ハンプ

- 地形の状況に応じて交差道路にハンプ構造を利用して、スムーズ横断歩道により段差を解消します。
- 横断歩道部等の縁石における段差のないスムーズ横断歩道の整備にあたっては、視覚障がい者団体等と十分事前協議を実施します。



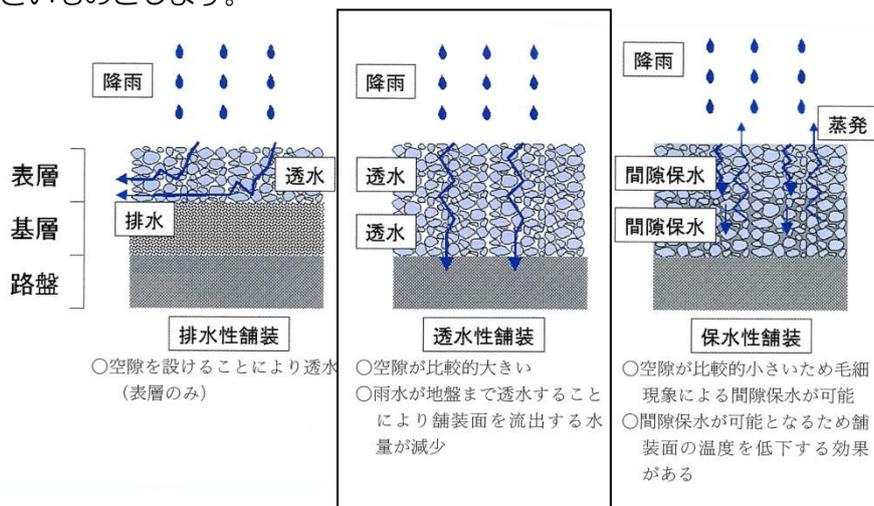
▲スムーズ横断歩道の平面図



▲スムーズ横断歩道の設計例

⑤舗装の改善

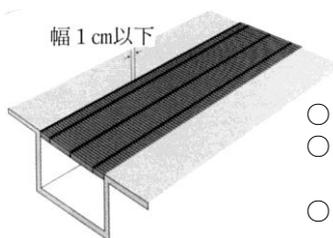
- 舗装材は、滑りにくく、凸凹の少ない平坦な仕上げとします。また、雨天時においても水たまりができないよう雨水を地下に浸透させることができる透水性舗装の構造とします。
- 舗装表面については、整備地区の状況等を考慮しながら、適切な舗装材を用いることとします。
- なお、インターロッキングブロックを使用する場合は、車いす等の走行性が良い、目地の小さいものとしします。



▲舗装の構造

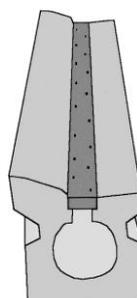
⑥排水施設

- 排水施設は、車道部に設置することを基本とします。排水ますは、極力歩行者の動線上に設置しないものとしします。また、やむを得ず歩行者動線上に設置する排水施設の蓋は、車いす等の車輪や杖等が落ち込まない構造とします。
- 横断歩道部等において、歩道等面が低いために強雨時に水の溜る恐れがある箇所では、雨水ますを追加する等、排水に十分配慮するものとしします。



- グレーチングの溝が細かいものとしします。
- 設置場所はできる限り横断歩道以外の部分に設置しします。
- 滑りにくさ等にも配慮しします。

▲グレーチングの溝



側溝の断面例

▲横断歩道等の接続部に雨水が溜らない円形側溝を配置した例

整備方針 2

案内標識等の情報提供施設の整備や改善：

歩行者系案内標識については、街並と調和し、わかりやすく、高齢者・障がい者等にも配慮した設置を行います。

①案内板の設置・改善

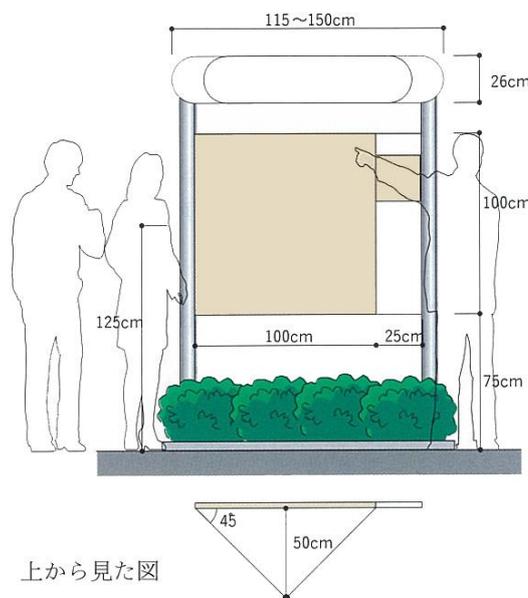
- ・歩行者等の移動の利便性を高めるため、わかりやすい歩行者系案内標識を設置し、視覚障がい者、聴覚障がい者、車いす使用者等が利用しやすいよう配慮します。
- ・移動の起点となる特定旅客施設の歩道上の出入口部には、地域案内等の標識を設置します。
- ・主要な交差点や主要な施設の周辺等には行き先表示などの案内標識を設置します。
- ・誘導方法は、文字による施設誘導、もしくはピクトグラム（絵文字）による誘導方法を用いるものとします。
- ・標識の高さ・大きさは、歩行者及び、車いす使用者にも見やすく、樹木の成長等に配慮して設置します。

	サイン内容
■大拠点案内 (鉄道駅出入口)	●広域案内(市全域) ●地域案内(3.0~2.0km 四方) ●地区案内(1.5~1.0km 四方) ●駅前広場案内(触知案内) ●施設誘導サイン
■中拠点案内 (主要交差点, 主要バス停付近)	●地区案内(1.5~1.0km 四方) ●施設誘導サイン ●地点及び施設記名サイン
■小拠点案内	●施設誘導サイン ●地点及び施設記名サイン

・小拠点案内(行先表示)のイメージ



※著名地点の案内標識は道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第2に示す様式114Bとします。



上から見た図

▲案内標識の掲出

整備方針 3

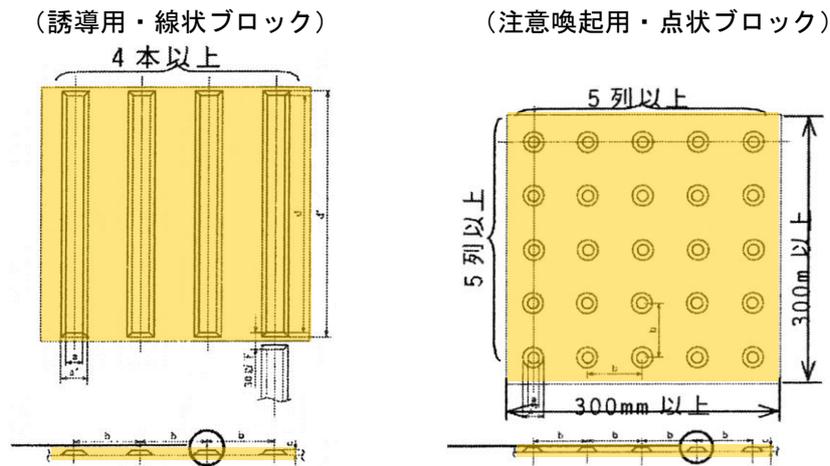
視覚障害者誘導用ブロックの整備や改善：

視覚障がい者の安全で円滑な移動を支援する視覚障害者誘導用ブロックについては、黄色を基本としながら連続的な設置を行います。

①視覚障害者誘導用ブロック

■形状・寸法等

- 新たに設置する視覚障害者誘導用ブロックはJIS規格品とし、基本的に経路の全延長に対して連続的に設置します。

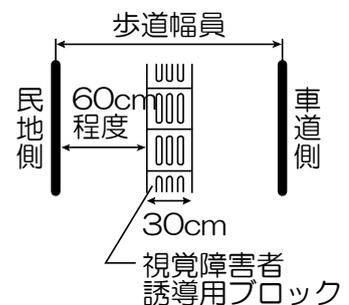


▲形状寸法及び配列

- 視覚障害者誘導用ブロックの材料としては十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたブロックを用いるものとします。
- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を基本とします。ただし、色彩に配慮した舗装を施した歩道等で、黄色いブロックを適用するとその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、設置面との輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色とするものとします。

■設置位置

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置位置は官民境界から60cm程度とします。ただし、路上施設や占用物件の設置状況などにより、これが適切ではない場合は、現地の状況に応じて適宜調整を行います。
- 国土交通省が示している「道路移動等円滑化基準」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき整備を進めると共に、「視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の適正な設置のためのガイドブック（国際交通安全学会）」を参考に整備を行います。



■設置方法

- 線状ブロックは、視覚障がい者に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いるものとします。視覚障がい者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとします。点状ブロックは、視覚障がい者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとします。
- 視覚障がい者の歩行動線を考慮して、最短距離で目的地に辿り着けるよう誘導するために連続的かつ極力直線的に敷設するものとします。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障がい者が視覚障害者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として約60cmの幅で設置するものとします。また、連続的に案内を行う場合の視覚障害者誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約30cmの幅で設置するものとします。
- 一連で設置する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させるものとします。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、原則として現場加工しないで正形状のまま設置するものとします。
- 視覚障害者誘導用ブロックを一連で設置する場合は、原則として同寸法、同材質の視覚障害者誘導用ブロックを使用するものとします。
- バス停においても、視覚障がい者が乗降位置を認識できるよう、必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとします。

■配置案内

- 視覚障害者誘導用ブロック上の障害物放置防止のため、PRシートを敷設します。
- PRシートの設置は概ね10m（30枚）に1箇所程度とします。



▲PRシート（イメージ）

②視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン）

■視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン）の設置

- 歩道部の視覚障害者誘導用ブロックとの連続性の確保については、公安委員会と連携し、現状把握をした上で、必要に応じて横断歩道中央に視覚障害者用横断帯を設置します。

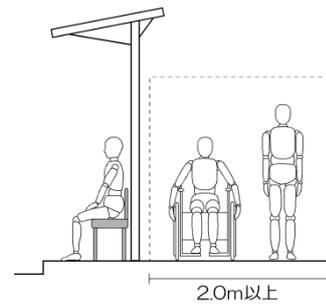
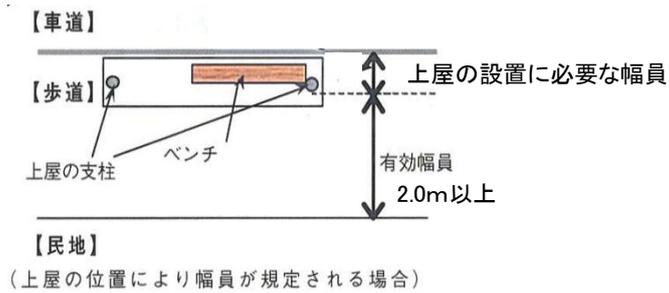
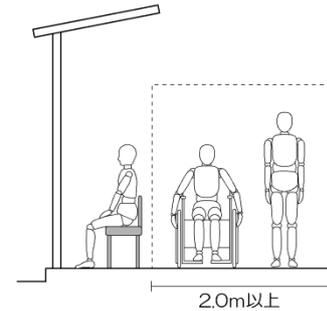
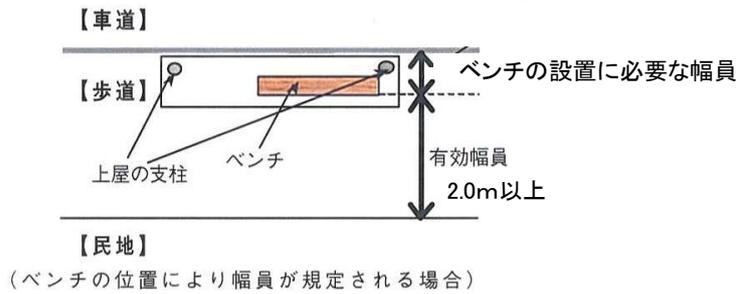
整備方針 4

バス停の上屋、ベンチの設置・改善：

快適な環境のもとで円滑な公共交通の乗り継ぎができるように、バスの待ち空間に上屋やベンチの設置を行います。

①バス停の上屋、ベンチの設置・改善

- ・バス停の上屋、ベンチは、重点整備地区内に状況に応じて設置します。
- ・バス停の上屋、ベンチを設置する歩道幅員は 2.0m以上の有効幅員確保を基本とします。



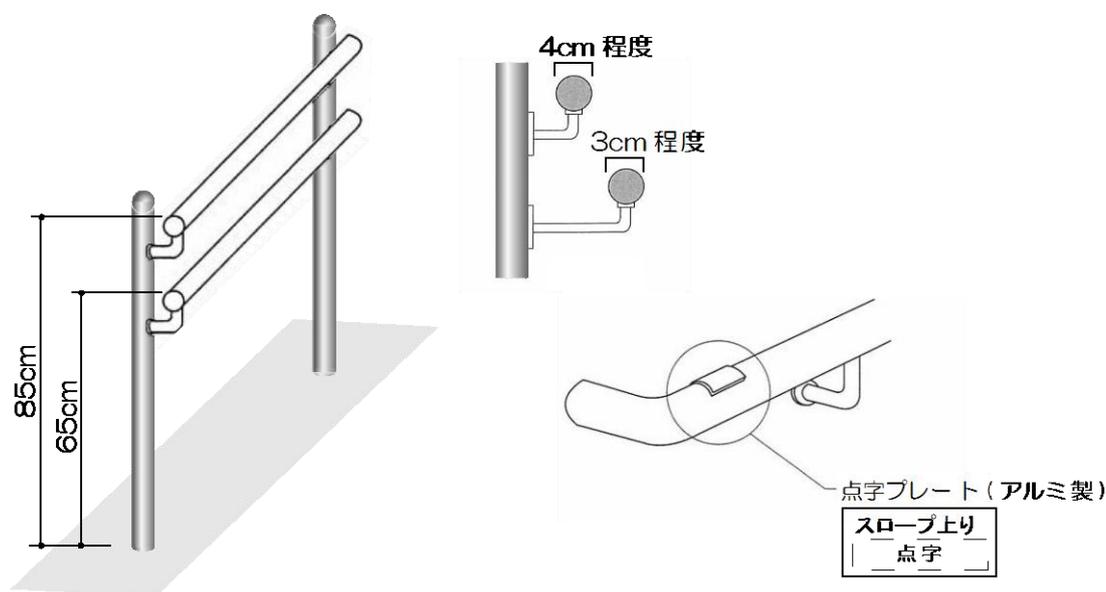
整備方針 5

手すりの設置・改善：

高齢者や障がい者等の利用に考慮し、階段や傾斜路に手すりを設置します。

①手すりの設置・改善

- ・手すり（階段、傾斜路等）は原則として二段式とし、高さは60cm～65cm程度及び80cm～85cm程度とし、移動を考慮して両側に連続して設けます。
なお、やむを得ない場合は一段とし、高さは75cm～80cm程度とします。
- ・手すりの外径は4cm（子供用3cm）程度とします。
- ・手すりには、始点（終点）及び現在位置を歩行者に知らせるために、始点（終点）には水平部分を取り点字プレートを設置します。



▲手すりの標準設置図（習志野市）

整備方針 6

その他の施設等の改善：

休憩施設、照明施設、障がい者用乗降場、景観面についても十分に配慮して改善を行います。

①ベンチ等の休憩施設の設置

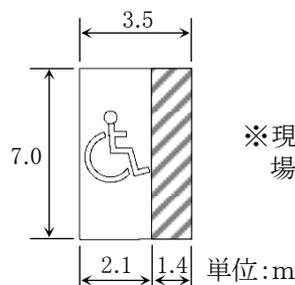
- ・歩行等での移動を支援するため、適宜ベンチを設置します。
- ・バス停のベンチについても休憩施設として利用していきます。

②照明施設の設置・改善

- ・夜間においても安全に移動できるように、照明を設置します。

③障がい者用乗降場

- ・駅前広場などには障がい者用乗降場を設置します。



※現地の状況によりやむを得ない場合は、この限りではない

▲障がい者用乗降場(普通乗用車)

④景観面での配慮

■舗装面の改良

- ・アスファルトのカラー舗装化やインターロッキングブロック舗装化などによって、歩行空間の景観を向上させます。
- ・ただし、路面の平坦性を確保するため、目地等による段差、がたつきを少なくするよう配慮が必要です。

■道路緑化

- ・道路に親しみと潤いを持たせるため、植栽等による緑化整備を行います。
- ・休憩施設と一体となった緑陰の確保や花壇の整備を進めていくものとします。

整備方針 7

ソフト的対応：

放置自転車、はみ出し看板は、歩道の有効幅員が確保できるよう適切な対応を行います。

①放置自転車の対応

- ・駐輪場への適切な誘導や放置自転車の撤去などの対応を図り、歩道の有効幅員を確保します。

②はみ出し看板の対応

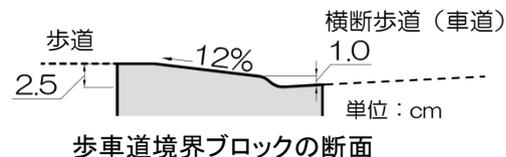
- ・設置業者に対して、地元商店会との協力を図りながら適切に指導します。

(3) 船橋市基準

道路特定事業計画の整備方針のうち、船橋市域では船橋市基準に従い整備していきます。

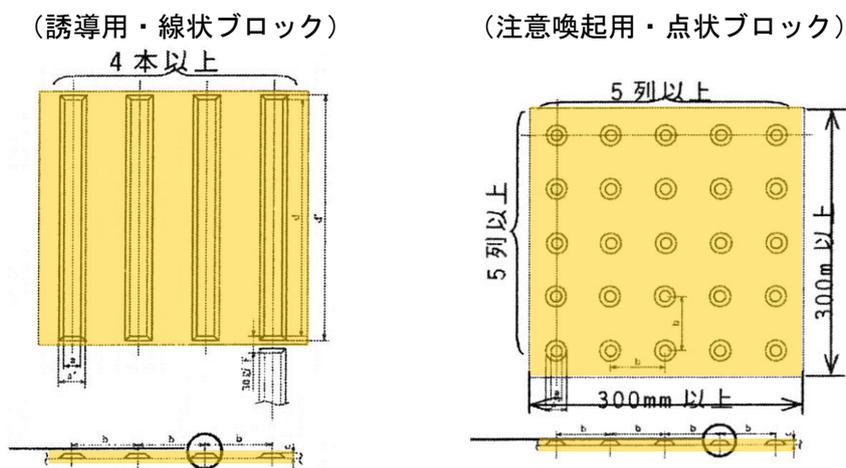
■歩道と車両の段差の解消

- 段差 1.0cm、勾配 12.0%のブロックを採用して、段差を 1.0cm とします。
- その場合、視覚障害者誘導用ブロックの設置を前提とします。
- ブロックの改善に関する情報提供や歩行訓練を実施していきます。

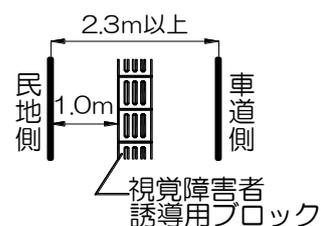


■視覚障害者誘導用ブロックの設置、改善

- 視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法はJIS規格とします。
- 視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を基本とします。



- 視覚障害者誘導用ブロックの設置位置は官民境界から 100cm程度とします。
- 歩道有効幅員が約 2.3m以下の場合、歩道の中央に設置することとします。



3-2 公共交通特定事業

公共交通特定事業とは特定旅客施設におけるエレベーター、エスカレーター等のバリアフリー施設の整備や、ノンステップバス車両の導入等といった特定車両（鉄道車両、乗合バス）のバリアフリー化を図る事業です。

(1) バリアフリー整備基準の方針

- ①旅客施設及び車両等は、国土交通省令「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。
- ②既に整備が完了している施設及び車両については、維持管理に努めます。

(2) 整備方針の具体的内容

①鉄道

■JR東日本

【駅舎】

○駅舎の公共交通移動等円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。

【鉄道車両】

○鉄道車両への車いすスペースの設置を継続します。

【ソフト面の対応】

○駅係員、乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

■京成電鉄

【駅舎】

○駅舎の公共交通移動等円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。

【鉄道車両】

○鉄道車両への車いすスペースの設置を継続します。

【ソフト面の対応】

○駅係員、乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

■新京成電鉄

【駅舎】

○駅舎の公共交通移動等円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。

○各情報を視覚情報としてわかりやすく提供するため、新津田沼駅改札口に運行情報案内ディスプレイを新設します。

【鉄道車両】

○鉄道車両への車いすスペースの設置を継続します。

【ソフト面の対応】

○駅係員、乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

②バス

■京成バス

【バス停】

○バス停へのベンチの設置を進めます。

(※JR新習志野周辺地区におけるバス停の上屋は、バス利用者の状況等に応じて設置を検討します。)

【バス車両】

○ノンステップバスの導入を進めます。

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

■船橋新京成バス

【バス車両】

○ノンステップバスの導入を進めます。

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

■ちばレインボーバス

【バス車両】

○ノンステップバスの導入を進めます。

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

③タクシー

■京葉支部区域内のタクシー事業者

【タクシー車両】

○福祉タクシーの導入を進めます。

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

3-3 交通安全特定事業

交通安全特定事業とは道路横断の安全を確保するため、バリアフリー対応型信号機等の整備や、生活関連経路上の違法駐車行為の防止等についての広報活動・啓発活動等を行う事業です。

(1) バリアフリー整備基準の方針

①信号機（公安委員会）

○信号機については、視覚障がい者のための音響機能、高齢者や車いす利用者等のための歩行者用青色信号に時間延長機能等を整備し、信号交差点での横断の安全性・利便性の向上を図ります。また、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道に視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン）を設置します。

②標識（公安委員会）

○道路標識や道路標示を、わかりやすく見やすい場所に整備します。

③取締り（公安委員会）

○関係機関と連携し、違法駐車車両の取締りの強化及び違法駐車防止に関する広報・啓発活動を実施します。

(2) 整備方針の具体的内容

【信号機】

○必要な箇所に、バリアフリー対応信号機等の整備を図ります。

視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン）については、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道へ設置します。

【標識】

○道路標識や道路標示について、見やすいものにしていきます。

【取締り】

○違法駐車行為を防止するための指導取締りや関係機関団体等と連携した広報・啓発活動等を実施します。

3-4 建築物特定事業

建築物特定事業とは、公共施設や病院等の特別特定建築物において、エレベーターの設置やトイレの改善等のバリアフリー化を図り、利用しやすい施設を整備する事業です。

(1) バリアフリー整備基準の方針

①公共施設

- ・公共施設の新設・増設・改築が行われる際には「建築物移動等円滑化基準」「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき整備を行います。(船橋市、習志野市)
- ・習志野市の公共施設については「習志野市公共施設再生計画」と整合を図ります。

②民間施設

- ・民間施設の新設・増設・改築が行われる際には「建築物移動等円滑化基準」「千葉県福祉のまちづくり条例」の趣旨や支援措置等を周知し、バリアフリー整備の促進を図ります。

③整備済み施設

- ・既に整備が完了している建築物については維持管理に努めます。

(2) 整備方針の具体的内容

- ・建築物や部屋の出入口、廊下等は十分な通行空間と平坦性を確保します。
- ・高低差がある箇所は、エレベーターやスロープを設置します。
- ・建築物の各施設（エレベーター、スロープ、トイレ、階段、通路等）は高齢者、障がい者等の利用に配慮した仕様とします。
- ・駐車場には、車いすを使用する方や体の不自由な方等のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペース（車いす利用者用駐車施設）を確保します。
- ・バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近に見やすくわかりやすい案内表示等を設置します。
- ・建築物の出入口に通じる通路（アプローチ）は、広い幅で滑りにくい表面とします。
- ・建築物内の各施設（廊下、階段、スロープ、アプローチ、案内設備までの経路等）で、段差又は傾斜の存在の警告や視覚障がい者の誘導を行うために、必要に応じて点状ブロック及び線状ブロック等を適切に組み合わせて設置します。

3-5 都市公園特定事業

都市公園特定事業とは都市公園内のトイレ、水飲み場、園路等の各施設（特定公園施設）のバリアフリー化を図り、利用しやすい公園の整備をする事業です。

(1) バリアフリー整備基準の方針

- ①都市公園施設は、国土交通省令「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。（習志野市）
- ②既設の特定公園施設は、必要に応じて改修を行います。
- ③既に整備が完了している特定公園施設については維持管理に努めます。

(2) 整備方針の具体的内容

- ・園路や広場は十分な通行空間と平坦性を確保します。
- ・段差がある場合はスロープを設置します。
- ・特定公園施設の位置を示した案内板を出入口付近に設置します。
- ・休憩所の出入口の段差を解消します。
- ・トイレ、駐車場、水飲み場、管理事務所（カウンター）を設ける場合は、そのうち一施設以上は高齢者、障がい者等の利用に配慮した仕様とします。

3-6 路外駐車場特定事業

路外駐車場特定事業とは、車いす使用者用駐車場等を整備し、特定路外駐車場のバリアフリー化を図る事業です。

(1) バリアフリー整備基準の方針

- ①特定路外駐車場は設置する際に国土交通省令「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）」に基づく整備を促進します。
- ②既設の特定路外駐車場は、法の趣旨等を周知し、バリアフリー化を促進します。
- ③既に整備が完了している特定路外駐車場については維持管理に努めるように周知します。

(2) 整備方針の具体的内容

- ・駐車場には、車いすを使用する方や体の不自由な方等のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペース（車いす使用者用駐車施設）を確保し、看板の設置や路面標示を行います。
- ・駐車場から出入口までは、車いすを使用する方でも使いやすい十分な通行空間と平坦性を確保します。